

I 職業紹介事業

平成25(2013)年度の建設投資額は、約49兆4,500億円(財団法人建設研究所調査)と見込まれ、大型補正予算の本格実施の影響で昨年度比12.7%の増加となっている。

あいりん地域の求人状況は、リーマンショック以来の低迷・横ばい傾向から、変化の兆しがみられるようになった。

登録事業所からは、人手不足の声が広く聞かれるようになり、特に、技能労働者の不足は深刻で、求人の増加に即応できるだけの人材が確保できない状況になっている。

今後はさらに、東日本の復興工事の加速化と東京オリンピック招致に伴う新たな基盤整備により、一層の建設需要の増加が見込まれる。

当面の人材不足の対策としては、賃金の引き上げと職人層をはじめとする人材の育成が「鍵」となっている。

今年度は、人材の養成・育成が課題となる中、求職者開拓も視野に入れ、地域の教育機関や若年者支援組織との協議・連携を図り、来年度に繋げられる事ができた。

窓口での現金求人は、事業所への周知を図る事により大幅に増加した。また、より安定した雇用や当面の生活の立て直しのため「つなぎ就労」を求める人に対しては、総合支援と連携しながら、適格者紹介を進めた。

1 職業紹介(就労あっせん)

(1) 相対紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

地域の求人は、長年、建設業が主軸となっており、平成25年度も建設業が89.7%を占めている。

早朝時の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示した「求人プラカード」に基づき、直接、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採用している。未充足となった技能職求人は、詰所でのマイク放送による求人案内を行った。

当財団では、毎日早朝に、職員が事業所より求人数の聞き取り確認を行っており、平成25年度の日雇紹介は41,595件、316,916人で、経験豊富な労働者が必要とされており、平成24年度比1.3%の増加となった。

なお、明示された労働条件と異なる条件での就労を求められたとき等の苦情については、相談窓口で対応している。(10ページ参照) [第1表-1~7、図表①~⑤]

(2) 相対紹介による契約求人(30日以内の雇用)

「求人プラカード」を介して、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介を行っている。

平成25年度においては、事業所より求人受理をし、相対紹介による契約求人・紹介は1,645件、13,042人、延べ193,096人で、平成24年度比6.7%の減少となった。

事業所からは、ハローワークや求人誌などを併用しながらも、地域労働者の労働力に頼らざるを得ないとの声が多く寄せられている。

しかし、求人が増加してくると、労働者は現金求人での就労を優先する傾向が生じることから、人手を確保したくてもできず、結果として契約求人の減少となった。

[第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥]

(3) 窓口紹介による契約求人(30日以内の雇用)

事務所窓口で求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介を行っている。

紹介者の就労状況等の追跡調査等の機会に、事業主から紹介者の状況や窓口紹介の要望などの聞き取りを丁寧におこなった結果、求人数は昨年度より増加した。

しかし、窓口での契約求人は未充足状況が続いているため、求人情報を随時提供するなど、建設業の技能労働者の養成を目指した技能講習事業と連携しながら、適格者紹介を進めた。

また、事業所・地域団体等への周知を行い、「喰抜」表示を「三食付き寮費無料」に変更する等、求人の受理・紹介、労働条件の明示などについて、法令の順守や的確な運用を行うため、事業主に仔細の確認・改善を徹底した。

平成25年度の窓口紹介による契約求人は995件、2,574人、延べ52,852人で、平成24年度比15.8%の増加となった。

紹介は、520人、延べ10,967人で、平成24年度比22.4%の増加となった。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

(4) 窓口紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

求人のために寄場に出向くことのできない中小の事業所などは、「相対方式」だけでは労働者を雇用する機会が狭まる結果となっていた。

平成24年度から、窓口での現金紹介を開始した。事業所への周知を継続し、窓口利用を勧奨しながら信頼を獲得していく努力を行い、賃金等の労働条件の改善について働きかけを強めた。

平成25年度は、事業所訪問・求人開拓を通じて、現金求人を新たに利用する事業所が広がった。

現金求人の場合、就労日に労働者が現場に行かないと、当日の作業の段取りが狂い、多大な迷惑を事業所にかける。このため、この点について絶えず労働者へ啓発を行いつつ、労働者の就労実績を把握し、事業者のニーズに応じた紹介を行った。こうした取り組みを反映し、求人・紹介人数で前年度比を上回る結果となった。

平成25年度の現金求人の紹介は、218人で、平成24年度比52.4%の増加となった。

[第2表-2]

(5) 一般求人・紹介（30日を超える長期の雇用）

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

キャリアカウンセリングなどを活用し、多様な業種で、労働者と求人事業所とのマッチングを図り、長期雇用（常用）につなげた。地域の教育機関や若年者支援組織及び係間の連携を密にして、安定就労に向けて人材育成を図り、適格者紹介に努めた。

また、職に就けず一時的に生活保護を受給しているものの、就労意欲のある労働者に対しても職業斡旋を適宜行い、再就労支援に取り組んだ。

しかし、労働者を取り巻く不安定な生活基盤のため、給与がでるまでの生活をいかに維持するかなど、適格者紹介に結びつけるための課題が浮き彫りにされた。

また、景気の回復傾向を反映し、求職者にとっては職業選択の幅が広がったが、センターからの一般紹介は減少する傾向が現われ、求人は前年度を大幅（40.1%）に上回る1,502人を確保したが、紹介は32人であった。

そうした中で、「建築の匠」を通じて、地域の教育機関や若年者支援組織との協議・連携が芽生えた。また、この協議・連携の中から、若年者を一般事務職で常用就職に結びつけたケースも生まれた。

[第3表]

(6) 「求人情報」等の提供

労働者等への求人情報の提供については、ホームページやモニターを活用し、現金・契約の雇用条件等の一覧を作成し、提供した。

さらに、毎年3回（7月・10月・2月）、職種ごとに賃金の調査をまとめている。求職者が労働条件の判断をしたり、事業所が求人する際の参考として活用されるなど、必要な情報提供を行っている。

2 高年齢者職業紹介

55歳以上の高年齢者に対しては、3階事務所での窓口紹介と、登録制により輪番で紹介を行う高齢者特別清掃事業（以下「特掃（とくそう）」という。）の二つの方法により紹介業務を行っている。

窓口紹介においては、求人内容に応じて、事前に求職相談を行っていた高齢労働者の中から適格者を紹介している。

（1）高年齢者窓口紹介

地域を基点として就労していた高年齢労働者にとって、就労機会の確保が重要となっている。

平成25年度の55歳以上を対象とした高年齢者の紹介状況は、高齢者限定求人が、紹介数524人、延べ5,795人（労働者が再度、窓口紹介を介さず、引き続き継続雇用される直行労働者数を含む。）で、窓口において、高齢者も可能とするよう誘導した求人の紹介数が400人、延べ6,688人となり、合計で紹介数924人、延べ12,483人の状況となった。

事業主に対しては求人の拡大を促すとともに、労働者へは求人情報の提供を行い、求職者の要望、能力、経験が生かせる職業相談に努めた。〔第5表、図表⑦〕

（2）高齢者特別清掃事業（特掃）等の輪番紹介

就労困難な高年齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者は、高齢のため現金就労等ができなくなると特掃の収入だけでは生活維持が難しくなる。そのため登録者は、生活保護へ移行することで減少してきている。

一方、現役で就労していた労働者が、年齢による就労機会の減少から特掃に頼らざるを得ない状況もある。

登録者に対する輪番紹介は、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別に行っている。なお、登録者のうち生活保護受給中や、結核など健康上の理由で就労が困難な労働者に対しては、輪番紹介を停止している。

① 高齢者特別清掃事業（特掃）

平成25年度は、延べ59,856人の求人があり、ほぼ同数の紹介を行った。

輪番の回数は、68回を数えて一カ月に一人5回以上の就労となった。

〔第6表-1、図表⑦・⑧〕

② あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）

特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日に行っており、一人当たり年4回程度（1回3日間の連続就労）の紹介となっている。〔第6表-2、図表⑧〕

3 求職相談

（1）一般求職相談

新しく地域に来た人や、より安定した雇用を求める人に対して、労働福祉課と連携し、求職相談・総合支援を行った。

就労希望者の職歴や希望職種・連絡方法等を確認し、本人の適性把握に努めた。また、当面の生活を維持・立て直すことを求めている人には「つなぎ就労」を紹介し、建設業の経験

がない人には、一般求人の中から適格者紹介を行った。

現金求人、契約求人、他産業への紹介など労働者のニーズにあわせて、技能労働者の養成・人材育成をめざしながら、総合的な支援に努めた。

結果として、求職票に基づく求職受付が977人、紹介票の交付は770人であった。求職受付に対し 求人条件等を詳しく説明し、適格者紹介を行ったところ、マッチング率は78.8%となった。

また、労働者の就労支援として、電話番号調べや電話の取次ぎを1,027件行った。

〔第4表〕

(2) 高年齢者求職相談

高齢者にとっては、以前厳しい雇用状況が続く中、警備、清掃、ビルメンテナンスなど、高齢者にも就労が可能と見込まれる分野への求人開拓を重点的に行い、安定的な雇用の確保を目指した。労働者にとって経験の少ない職種への紹介は、きめ細かい職業相談や就労支援を行った。

また、特掃登録者については、その状況を把握し、どのような就労内容を望んでいるのか、今年度新たに登録した特掃登録者に対して、アンケート調査を実施した。今後、その結果に基づいて求人開拓を行い、適格者紹介に結び付けていく。

結核要治療者への対応や、円滑な就労に結びつけるためのメンタル面での支援を行うには、関係機関との協力が必要なため、連携体制の強化を図った。また、体力・健康面で就労が困難と認められる者に対しては、生活保護などの支援を行った。

〔第7表〕

4 就労正常化事業

(1) 事業所指導

① 事業所登録指導

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施行後、地域で求人募集を行う事業所へセンターへの登録を推進している。

日雇労働者を求める事業所に対しては、日雇雇用保険の加入が必要であり、寄場等で求人を行おうとする事業所には、センターの事業所登録を行うよう依頼している。

また、雇用期間の定めのない一般求人を希望する事業所には、労働保険料納付書兼領収書又はハローワークでの求人票を確認し、登録を促進した。

平成25年度は、41件の新規登録がなされた。〔第8表-1～6、図表⑨〕

② 事業所指導

登録事業所に対し、地域労働者を雇用するにあたって、法令遵守、雇用条件の改善、日雇印紙購入通帳の更新や建設業退職金共済の加入について働きかけをした。また労働相談を通じて労働条件違反などの報告を受けた事業所には、訪問・電話・文書を通じて適切な労働契約を取り結ぶよう促した。

今回、適格紹介を一層円滑にすすめるため、求人票作成の際、通勤圏内及び遠隔地求人の労働条件明示の項目を再確認し、その内容をフローチャート化して、職員間で齟齬のない対応ができるよう徹底をはかった。

また、事業所から東日本大震災による高濃度汚染地域における除染作業求人の問い合わせがあった際、請負契約内容の確認や放射線曝露管理状況の把握等を含む留意事項文書を作成し、啓発を行った。

〔第8表-1、第8表-2〕

③ 事業所懇談会

6月27日に事業所懇談会を開催し、15事業所18名の出席があった。今年度の懇談会のは、「政府の緊急経済対策の動向と建設産業の関連について」の情報交換であった。また建設行政機関（大阪府、大阪労働局、あいりん労働公共職業安定所）とともに、センターの事業や地域の労働市場の情報を提供し、法令遵守の啓発及び各事業所と行政機関との意見交換を行った。

④ 登録事業所への調査

< 宿舎調査 >

宿舎調査の目的は、宿舎の現状と求人動向を把握するものである。10月23日から11月1日までの間、地域労働者を雇用している事業所251社を対象に電話・FAXなどで「宿舎調査」を実施した。そのうち227社から仕事や求人の動向・宿舎の状況・雇用労働者数・求人状況などの聞き取りを行った。その結果「仕事は消費税率の変更による駆け込み需要が増えているが、請負単価は現状のままで上昇していない」という状況が聞き取れた。

〔第8表-7〕

< 雇用保険、建退共調査 >

雇用保険加入について、4月末に、平成24年9月1日から平成25年1月31日までに求人実績のある事業所316社に調査を実施し、更新している事業所については、印紙購入通帳の写しの提出を求めた。

この時点では「更新済み」37社、「更新予定」22社、「すでに返納している」2社であった。

「すでに返納している」事業所に対しては、事業廃止の確認を行い、登録の抹消を行った。

「更新予定」の事業所はすべて12月までに更新の確認を行った。その際、建設労働者のために作られた制度である建退共への加入促進や、労働者への証紙貼付状況を把握し、制度が定着するよう努めた。

今年度は、雇用保険の未確認事業所に対する更新促進をはかるため、初めて12月に調査を実施した。

平成20年1月1日から平成24年12月31日までに雇用保険の更新が確認されていない事業所618社を対象にし、確認依頼文書を出した。65社から返信があり、28社が更新していることがわかった。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などの雇用環境を守るため、あいりん労働福祉センター寄場付近において、就労あっせんの正常化を促進する取り組みを行った。これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務で行えていない正常化促進を図った。

〔第8表-1〕

② 無届求人指導

週2回「無届求人指導日」を設定し、未登録で求人している事業所に対して登録指導・雇用保険印紙購入通帳の取得を促した。登録事業所には求人プラカードの掲示・雇入通知書の交付などの勧奨を行った。

〔第8表-1〕

5 求人開拓事業

最近「仕事量は上向き」という事業所が増え、求人を希望する事業所も多くなっている。

しかし、生活保護受給者の増加や「東日本へ労働者が移動しているのではないか」という事業所の声もあり、労働者を確保できずに仕事の受注を調整している事業所も出てきている。

このような求人環境の中、平成25年度は、職種転換をめざす労働者や総合支援対象者、また建設業以外の職種を希望する人に対して、建設業だけでなく運輸、警備などのさまざまな職種の事業所への求人開拓を行った。

平成25年度の求人開拓においては下記を重点項目とし、安定就労や現金就労を中心に実施した。〔第8表-1~2〕

- a 総合支援や「人材育成」対象労働者のための安定就労先の開拓では、「建築の匠」のように業界団体傘下の事業所に働きかけ、技能講習受講後の安定就労へつなげる取り組みを行った。また「運輸雇用プログラム」の協力事業所への求人開拓を行った。
- b 現金窓口紹介のための求人事業所の獲得については、新規登録時や事業所訪問時にセンターの現金窓口紹介の方法を説明し、利用事業所の拡大をはかった。
- c 高年齢労働者を対象とした職種の求人獲得では、警備業や清掃業の求人開拓・勧奨文書を送付し、返信や問い合わせのあった事業所を中心に事業所訪問を行った。
- d 寄場で求人する未登録事業所の登録と求人獲得については、訪問をしてセンター登録及び求人開拓を行った。

(1) 新規開拓

新たに地域で職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

今年度9月にハローワーク及び求人情報誌から選定した警備業257事業所、10月に清掃業128事業所、1月には運輸業385事業所に求人勧奨パンフレットを送付した。

〔第8表-2〕

(2) 雇用勧奨

① 一般雇用勧奨

事業所登録をしているが近年求人実績の無い事業所や、登録がないまま地域から日雇労働者を雇用している事業所に対し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨を行った。また、優秀な建設技能者を養成する目的で行う「建築の匠」講習で育成した労働者の就労先確保のため、技能労働者を求める事業所に対して、雇用勧奨を行い、求人を確保に努めた。

〔第8表-2〕

② 高年齢者雇用勧奨

平成25年度は、高年齢労働者向けの雇用を確保するため、登録事業所に加え、清掃業・警備業等の高齢者向きの求人広告を出している事業所に雇用勧奨を行った。

〔第7表〕

6 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、特別清掃事業を実施している。1日20人の紹介を行った。

Ⅱ 労働福祉事業

1 総合受付と支援

2008年(平成20年)のリーマンショック以降、厳しい雇用情勢が続く中、労働者のホームレス化など生活基盤の全般的脆弱化を招き、これまでの「縦割りの・画一的支援」では対応できなくなり、「個別的・継続的・包括的支援」への転換を図っている。

就労自立した生活を継続または回復できるよう、緊急支援・就労支援・技能講習等の複合的な支援を連携して行った。

居所が定まらず、連絡先が無い就労困難者については、職業紹介・就労支援が一層必要とされているため、あいりん地域周辺等の社会資源を活用・連携し、労働者に寄り添いながら支援を行った。

平成24年度からは、「総合受付」を開設し、相談をワンストップで対応することとし、課係を超えた総合支援に力を注いだ。

相談の実施に際しては、職員の対応力の強化が不可欠であり、並行して職員の研修を行った。

〔第11表-1、第11表-2〕

■ 総合支援新規相談者の主な特徴と支援

【特徴】

- ・「40歳代以下」の人が54人(37.0%)、平均年齢45.2歳(前年度42.8歳)であった。
- ・野宿経験者が31人(21.2%)、所持金も少なく生活の困窮状態での相談も44人(30.1%)と多く、切羽詰った状況を打開したいと「総合受付」に来所されていることが窺われる。
- ・「主訴」(来所の目的)の内訳を見ると、「求職」相談が132人(90.4%)、「技能講習を受けたい」が13人(8.9%)と就労に関わる目的での来所が突出している。

【支援】

それに対して、総合支援の中で実施した具体の支援は、必要に応じて「あいりん地域での求職方法や求人状況、地域資源の説明」をした上で、「日雇い仕事を紹介した」が73人(50.0%)、「常用就職につなげた」が10人(6.8%)で、求職を目的に来所した132人に対し、83人を就労につなげた。

あわせて、各種の緊急支援(短泊・小口・作業着や衣類等の支給・診療依頼書発行)も延べ118人に行った。

生活保護・自立支援センターへの入所・借金等の解決のため、他の支援団体、行政機関等への誘導、活用が26人(内1人は、重複した支援)であった。

① 主訴（来所目的）

求 職	技能講習	生活保護	住 居	医 療	日雇手帳	小 口
132	13	8	30	5	9	16
90.4%	8.9%	5.5%	20.5%	3.4%	6.2%	11.0%
戸籍住民票	借金問題	そ の 他	労災、賃金相談			
15	0	4	7			
10.3%	0.0%	2.7%	4.8%			

※ 複数回答有り

② 具体の支援内容

求職方法等説明	日雇仕事を紹介	常用就職を紹介等	技能講習受講	短泊・簡宿紹介	小口貸付	物品支給
34	73	10	13	32	47	31
23.3%	50.0%	6.8%	8.9%	21.9%	32.2%	21.2%
診療依頼書発行	住民票取得等	日雇手帳作成援助等	カウンセリング	行政機関等へつなぐ	支援団体等へつなぐ	そ の 他
8	14	9	4	16	10	6
5.5%	9.6%	6.2%	2.7%	11.0%	6.8%	4.0%

※ 複数支援有り

■ 総合支援事例

【Aさん 49歳】

5月に求職相談のため来所。職歴は高校卒業後、建築会社に現場監督にて11年間従事する。印刷会社（5年勤務）を経て、派遣会社より、製造、食品の倉庫、管理業務など15年間従事する。

派遣会社より自動車会社にて就労。その後、建設業に従事。フォークリフト受講のため来所。相談時、既に家賃滞納（3ヶ月）が有り、住宅会社より退去も求められていることから、第2のセーフティネットの住宅手当、生活資金貸付等も探るが進捗せず。結局、一旦、緊急避難的に区役所にて生活保護受給となる。

本人は、就労意欲、モチベーションも高く、2級土木施工管理技士、自動車免許、フォークリフト、宅建主任など資格を取得していることから、同区就労支援担当と連携を図りながら、引き続き就労支援を行うこととした。

その後、住宅の退去については、裁判所より住宅会社との和解案が提示され、双方合意し、強制退去は免れた。当センターより紹介した市環境事業所の清掃補助業務に従事し、日雇雇用保険手帳も作成し、アプレ手当を受給している。継続して就労申告し、その後、生活保護は廃止となる。

現在は、常用就職に向け、カウンセリングなども受け、就労支援を継続している。

【Bさん 63歳】

7月に求職相談のため来所。来所時、既に生活保護受給中。あいりん地域の建設労働者で、建築、土木業を約30年以上従事する。車両系（整地、解体、不整地運搬）、玉掛、締固め、フォークリフトなどの資格も多く所持している。

日雇現金の紹介、日雇雇用保険手帳作成援助、技能講習受講等の支援をする。実質的には、就労申告し、半就労半福祉の状況にある。ただ、本人は生活保護を脱し、就労自立を強く希望、常用就職を目指しているが、年齢が63歳ということもありハードルはかなり高い。

紹介課とも連携を図り、本人の希望である常用就職へ向け、就労支援を継続している。

【Cさん 39歳】

3月に求職相談のため来所。約10年来、あいりん地域で就労、生活している労働者である。相談直後は、愛知県を拠点に就労していた。生活居所としてあいりん地域内の簡易宿所を長年、貸借していたので行き来していたが、簡易宿所ではなくマンションなど、定住できる居所を強く希望していたことから、生活困窮者への支援をしている「はぎさぼーと」（西成区社会福祉協議会）と連携を図りながら、進める。結果、マンションも契約して住民票も設定でき、常用就職を目指している。発達障害等もあることから障害年金を受給しており、生活費として不足分を当センター特別清掃事業や日雇就労で何とか、生計を維持している。常用就職へのハードルはかなり高いが紹介課とも連携を図り、また、「はぎさぼーと」とも連携を図りながら、就労支援を継続している。

2 賃金等労働条件に関する相談

地域労働者から、契約日数・作業内容・賃金額や宿舍費等が「当初の約束と違った」「労働条件が明確でなかった」といった労働条件の不明確さや労働契約の不履行に起因する相談や、「体力がもたなかった」「日給なのに、仕事が少なく休みが多かった」「退職の意思を事業所に伝えなかったため、賃金の清算ができなかった」「寄宿舎内の人間関係が悪い」など、いろいろな相談が寄せられている。

これらの問題や相談の解決のために、労働者自身が自分の問題として自覚を持って、相手と交渉することを前提として、事業所に連絡を取り、解決にむけた援助を行っている。悪質な条件違反や解決が困難なケースについては、労働基準監督署への誘導を行い、問題のある事業所については、事業所指導や他の労働者への注意喚起を行っている。

また、問題の発生を未然に防ぐため、事業所・労働者に対して適切な周知を行い、地域簡易宿泊所に啓発ビラを52ヶ所に配付、掲示をお願いしている。〔第11表-1〕

3 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害を受けた場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の範囲内で立替貸付を行った。

(1) 労災相談

平成25年度は、稼働労働者が減少しているにもかかわらず、新規相談、継続相談がともに増加した。

地域状況の変化の中で、日雇建設仕事に不慣れで、就労中の負傷についても必要な基本的知識に乏しい労働者が来所するようになっており、又、職員が病院まで行き手続きをする重症労働者が増えており労災手続きに困難が増している。〔第9表〕

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

休業補償請求が受理されるまでに調整事務が多いなどの、対応が困難なケースが占める割合が高くなっている。〔第9表〕

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

新規立替貸付者に対し、労災休業期間中の生活の安定を図り治療に専念させるため、貸付延日数1,935日分と一括貸付で9,195,149円の立替貸付を行った。立替金の差額精算6,103,031円と合わせ、取り扱い合計は313件、15,298,180円であった。

平成24年度と比べ、貸付実人数は同数(13人)であったが、新規貸付人数は11人であり、取り扱い金額は1,154,542円、8.2%の増であった。〔第9表、第10表〕

(4) 労災立替貸付債権の保全(貸付金の管理、回収)

傷病・通院確認、労働基準監督署との連携を行い、9,416,521円の立替債権の回収を行った。〔第10表〕

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、安定した就労生活が送れるよう、労災休業補償費の立替貸付時に生活の問題点を聴き取り整理し、就労自立への多面的支援を243回行った。〔第10表〕

4 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の支障で就労の機会を逸し、一時的に生活に困窮している労働者の相談に対しても、状況に応じた支援を行った。

平成25年度は、総合相談のシステムを活用して、個々の労働者の多様な状況に対して、安定就労につながるようきめ細かい労働者支援を行った。

(1) 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行っている。軽の外傷の場合、労働者の求めに応じて傷テープを配布した。〔第12表〕

(2) 健康管理の推進

高血圧の労働者が多いため、健康管理の啓発を行い、特に就労開始前には、自主的な血圧測定を薦めている。〔第12表〕

(3) 短期宿泊援助

窓口相談等で解決されず、その日の宿泊に困っている労働者及び就労支援のため宿泊の提供が必要な労働者に、(社福)大阪自彊館に宿泊援助を行った。

また、大阪府簡易宿泊所生活衛生同業組合の協力により、平成11年8月から簡易宿所へ1泊の無料宿泊紹介を行っている。〔第12表、第14表〕

(4) 労働者疾病予防援助

住居がないなど一時的に生活に困窮している労働者及び就労支援に、最低限必要な生活用品の援助を行った。〔第12表、第14表〕

(5) 生活就労援助

貸金・労災書類等の受取りや就労支援のため、交通費や食事代等で困っている労働者に実費程度の援助を行った。また、面接時等にスーツが必要な労働者に対し、貸出を行った。

〔第12表、第14表〕

(6) 雇用保険日雇労働被保険者手帳の取得援助を含めた就労相談

センターでの求職方法、高齢者特別清掃登録方法、就労先に関する相談や、雇用保険日雇労働被保険者手帳の取得援助も含めた就労相談を行った。〔第13表〕

(7) 建設業退職金共済手帳制度の案内と取得援助

建設業退職金共済手帳制度の案内を912件行い、手帳作成相談、更新・再交付を含む手帳作成手続き援助を行った。〔第13表〕

(8) 免許証・修了証再交付相談

免許証・修了証を紛失した労働者の再交付相談と手続き援助を行い、就労機会の拡大を図った。〔第13表〕

(9) 戸籍・住民登録等の事務手続きの援助

雇用保険日雇労働被保険者手帳の取得や求職のために、住民登録等が必要な労働者の事務手続き援助を行った。〔第13表〕

(10) 健康保険の資格取得に伴う援助

健康保険の資格取得に伴う援助を行った。
健康保険・年金等の相談は209件であった。〔第13表〕

(11) 住居相談

住居の安定を求める相談者へ援助を行った。
地域労働者にとっては、住宅の入居資格に必要な所得証明等公的書類の取得が難しいため、ハードルが高い状況である。〔第13表〕

(12) その他の援助

住居の定まらない労働者の連絡先として、郵便物の取次ぎを行うほか、尋ね人、落とし物、所得証明等に関する援助を行った。〔第13表〕

(13) 常用就職を支援する貸付制度の創設

一般求人の窓口紹介を受けた賃金の日払いの労働者が、月払いの安定就労の職種に転換する際に、当面の生活費が不足し困窮することがないように、事業所を通じて労働者に日々の就労状況を確認しながら、生活資金を貸し付ける制度を創設した。

平成25年度は、総合支援相談者4名が、安定就労へ移行できるよう相談・支援を行ったが、実施には至らなかった。しかし、この貸付制度に協力可能と返答を得ていた登録事業所2社と協定を締結し、今後の相談・支援にむけ、礎を築いた。

次年度も、常用雇用の就労を希望する労働者に対して、この制度を利用して常用就職に移行できるよう総合的な支援を行う。

Ⅲ 技能資格取得促進事業

地域労働者は、現場経験が豊富で、幅広い技能を持ちながらも、「資格」を取得する機会に恵まれないため、就労の機会や賃金の向上に結びつかない場合が多く見受けられる。

このため、平成5（1993）年度から、地域労働者の技能資格取得を促進し、就労の機会拡大・地位向上を目的とした、技能資格取得促進事業を行ってきた。

平成13（2001）年度からは厚生労働省が開始した「日雇労働者（等）技能講習事業」を受託し、スキルアップ型の講習を中心に、講習科目、受講者が拡大した。

そして、平成19（2007）年度からは常用就職・職種転換につなげるための講習を行い、安定的雇用を目指す支援に取り組んだ。

平成25（2013）年度は、年度当初の修了者計画の860名に近づけるため、年度途中に新たな新規講習の設定・実施、人気科目の増員・追加募集、及び不人気科目の削減などを行った。その結果、61科目1,059人の募集で、申込者は45科目912人、受講予定者を選考したのは44科目685人（補欠2人を含む）であった。受講者は44科目627人、修了者は、平成24年度の修了者数の599名を超え、44科目617人であった。

1 建設技能のスキルアップ事業

〔第15表-1、第15表-2〕

（1）建設業務関係技能講習（※ ②は2コース）

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）② | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等作業主任者 | h 地山の掘削・土止支保工作業主任者 |
| i 型枠支保工の組立作業主任者 | j 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 |
| k 木造建築物の組立て等作業主任者 | l 石綿作業主任者 |
| m 有機溶剤作業主任者 | n 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| o コンクリート解体等作業主任者 | p 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| q ダイオキシン類業務に係る作業指揮者養成研修 | |
| r 職長・安全衛生責任者 | |

＜ 下記sからuは年度途中で新規設定・実施 ＞

- | | |
|----------------|----------------|
| s 車両系(解体) 特例1種 | t 車両系(解体) 特例2種 |
| u 振動工具 | |

建設業務関係技能講習においては、受講者のニーズに応えるため、上記sからuを年度途中に新規科目に追加し、合計22科目361人の募集を行った。

特に車両系建設機械運転（整地他用）、車両系建設機械運転（解体用）といった講習科目は当初計画の修了者数を大きく上回ったため増員・追加募集を行った。

一方、ダイオキシン類業務に係る作業指揮者養成研修、木造建築物の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、センター登録事業所へのニーズ調査、ポスター等での広報宣伝等を行ったが、希望者がおらず実施には至らなかった。

（2）建設業基礎講習

建設業での経験が浅い労働者に対し、センター登録事業所へ職業紹介する際に、建設業の基礎知識や労働安全及び労働基準に関する講習を行うため、当講習を計画した。

総合支援相談者で3名の希望者はあったものの、技能講習事業の受講要件である本人確認書類を所持しておらず、受講には至らなかった。

(3) 運輸業、製造業関係等技能講習（建設業務にも有効）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ② |
| c 玉掛 | d 小型移動式クレーン ② |
| e クレーン（荷重5 t未満） | f 床上操作式クレーン |
| g ガス溶接 | h アーク溶接特別教育 |
| i 研削砥石特別教育 | j 電気取扱（低電圧600V以下） |

運輸業、製造業関係等技能講習においても、受講者のニーズに応えるため講習の追加募集や人数の変更を行った結果、最終的には13科目475人の募集を行い、全科目が実施された。

特に建設業務にも活用できる玉掛け講習については、各分野の入門者を中心に受講希望者が多く、増員・追加募集などを行い、対応した。

2 職種転換、常用就職を目指した講習

[第15表]

(1) 造園・林業関係

① 林業1日体験講習

講習対象者に対し、興味を持ってもらえるよう講習受付窓口に林業の具体的な作業内容を可視化したポスター等を掲示する等、広報、宣伝等を改善し、受講者の拡大に向け取組んだ。

受講者からは「林業は、危険な作業を伴うことを身をもって感じる事ができた。」等の感想が寄せられ、転換講習への誘導が図られた。

② 造園・林業職種転換講習

林業1日体験講習により、一層林業に対し興味を持った者を中心に受講申し込みがあった。受講者のうち1名は、林業関係の仕事に就職することができた。

③ チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

夏場を中心に用いる資格のため、年度の上半期に募集を行い、講習を実施した。

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」等の声に応え、介護業務体験講習を実施した。

本年度は、受講者全員が修了し、介護職員初任者研修講習への誘導を行った。

② 介護職員初任者研修

当該資格は平成25年度より、ヘルパー2級から介護職員初任者研修へ移行した。年度初めより実施する予定であったが、研修内容の変更に伴い、講習機関との調整が遅れたことや、資格試験が追加されたこと等により、講習難度が増し、受講まで誘導するという点において困難を極め、受講者は1名にとどまった。

(3) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、産業・職種を問わず必要とされるものであり、特に年齢の若い層を対象に、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、職種転換、常用就職への志

向を有する者に対して実施している。本年度は6名が取得し就職へと繋がった。

平成25年度は、造園・林業職種への就職に際しては、普通自動車運転免許取得が必須要件になっているため、当講習の修了者を対象に、受講相談を重ね、普通自動車運転免許取得を目指したが、本年度の造園・林業職種受講対象者が既に普通自動車運転免許を所持していたこともあり実施には至らなかった。

また、警備業に就労するにあたり、原動機付自転車免許の所持を問われることが多いため、当講習の修了者を対象に、原動機付自転車免許講習を併せて行うよう設定した。しかし、当講習の実施ができなかったため当該資格の誘導には至らなかった。

(4) 警備業事前講習

警備業分野においては、建設業と同様に事業所の乱立による請負金額の低廉化が続き、賃金の下落が続いているが、比較的高齢者でも雇用の受け皿となりえる業界でもある。

本年度は、救急救命講習及び原動機付自転車とセット講習とし、広報宣伝の工夫を行ったことにより、申込者が4名あった。しかし、辞退者があり、事業実施の3名に満たなかったため中止となった。

受講希望者に対しては、警備業の求人事業所の情報を提供した。

(5) 普通救命講習

警備業に就労するにあたり、警備業事前講習の修了者を対象に、普通救命講習の受講を併せて設定した。しかし、警備業事前講習が中止となったため、実施には至らなかった。

(6) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけることにより、履歴書の作成や求人情報の収集ができ、就職を有利にするために実施した。

講座は、個人のレベルに差があるため、初級及び中級に分け実施した。

(7) 建設機械等習熟コース

資格を取得後の技術向上を目指し、受講者全員が修了した。

(8) 運輸雇用プログラム

運輸業や倉庫業では、大型自動車・フォークリフトの資格取得とスキルが求められるため、このプログラムを実施した。

資格取得期間中は、協力事業所で働き、資格取得後は、その事業所での常用就職が実現した。

(9) フォークリフト等習熟コース

フォークリフトの修了証を所持しているが、現場経験が浅く資格をいかせていない者、またフォークリフトの資格を取得する際には扱わないが、実際に仕事をするにあたり必要な機種等の訓練をし、就職につなげるという目的で実施し、受講者全員が修了した。

(10) 「建築の匠」パック講習（体験、初級、中級、上級コース）

若年労働者を中心に、安定就労に向け、受講者の受講終了後の就労先とした建設業での職人育成講習の実施に向け取り組んだ。

建設産業団体と共同で講習の具体化を図れたことは、大きな成果となった。

また、30代をはじめとした建設労働者を中心に日雇労働での将来性に不安を抱えている状況等が浮き彫りとなった。

しかし、募集期間と応募者との日程調整が難しく、人材育成という事業者側の要望を浸透させ

きれず、「鳶工」という職種がハードルの高いものと映ってしまったため、実施には至らなかった。

3 キャリアカウンセリング等による講習・就労誘導

[第16表]

(1) 受講申し込み時の支援

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用型講習の各メニューを提示し、最適な受講科目を勧めた。

(2) キャリアカウンセリングの実施及び受講後の支援

① キャリアカウンセリングの実施

スキルアップ型講習受講者においては任意で、職種転換・常用就職型講習受講者に対して全員に、就労意欲の向上や就職を希望する職種への理解を深めるために実施している。

講習修了後も、就職者が職場に定着できるよう、本人と連絡をとりながら、キャリアカウンセリングを引き続き受講するようフォローを行った。

② 受講後の支援

講習事業の効果を測定するため、受講修了後3ヶ月を経過した労働者に対してアンケートを実施している。

平成25(2013)年度は432名から回答があり、「資格が役立っている」が377人で、87.3%を占めた。「仕事場で危険予知行動を積極的に行うようになった」「働く機会が増えた」「新しい現場に入れるようになった」「職種が広がり働く事業所が増えた」などの回答が寄せられた。

また、「役立っていない」と回答した受講者の多くは、雇用状況の厳しさを挙げており、資格取得後の就労に向けたアフターフォローの必要性が高まっている。

(3) 合同就職面接会への誘導

職種転換・常用就職型講習受講者のうち警備業を希望する労働者に対して、講習最終日に行う合同就職面接会への参加を促す予定であったが、講習が中止となったため開催には至らなかった。

(4) 就職活動講習会の開催

安定就労をめざす方を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などの講習を行っている。

(5) 受講相談

本年度の技能講習に関する受講相談を行った。

(6) 技能講習情報の提供

センターが実施する各種技能講習及びその他の講習機関が実施する講習の情報を提供した。

また、あいりん・大阪港労働公共職業安定所や市内の福祉事務所、簡易宿泊所や地域の関係団体等にも情報を提供した。

(7) 就労ナビゲーターへの誘導

本年度は厚生労働省からの指示により、大阪労働局、あいりん労働公共職業安定所、大阪港労働

働公共職業安定所と連携し、就労支援ナビゲーターへの職業相談への案内を行った。本年度は実人数10名、延べ13回就労支援ナビゲーターへ繋げた。

IV 広報啓発及び福利厚生事業

1 労働安全啓発及び広報事業

労働者が安全に就労するため、労働安全についての啓発は欠かせないものである。このため、特に、熱中症については、広報紙やポスターを作成し、事業所や労働者に啓発をすすめた。

また、東日本大震災後のガレキ片づけや放射線除染作業のケースに対応した労働安全啓発、広報に努めた。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識の普及を図るため、広報紙「センターだよりの発行」を毎月2,500部発行し、労働者・登録事業所及び関係機関に配付した。行政関係や地域の諸団体・施設のほか、27ヶ所の簡易宿所へ手渡しや送付を行い、センターHPにも掲載し、情報発信力を強めながら、協力体制づくりを行った。

平成25年度は、技能講習受講の呼びかけ、高齢者特別清掃事業の登録案内、地域支援団体の紹介記事などを掲載した。

その他、「未登録事業所の求人に注意」「プラカード明示内容の変更」など啓発的な記事を適宜掲載した。又、号外として「熱中症」「たそがれコンサート」「将棋愛好者のつどい」「建退共」「除染作業に関する注意」も作成し配布した。〔別紙参照〕

3 労働者べんりちょうの発行

窓口での案内だけでなく、就労生活上での疑問やトラブル解決のための機関案内等、仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を12月に6,000部作成し、労働者に手渡すとともに、行政関係や地域の諸団体・施設、27ヶ所の簡易宿所などへ配布した。

4 労働安全啓発・相談

熱中症、放射線除染作業など、労働安全についての啓発・相談を行った。

又、労災保険制度のパンフレット「知っておこう労災保険」を作成し、地域労働者に周知を行った。

5 労働力再生のための福利厚生事業

あいりん地域の労働者は、生活上での人間関係が希薄であり、少しの人間関係のトラブルにより就労が困難な事態に陥ってしまうこともある。そのため、健全な余暇活動を提供することにより、就労生活の支援を行った。

(1) 将棋愛好者のつどいの開催

10月22日(火)に、約100名の参加を得て「将棋愛好者のつどい」を開催した。

この「つどい」は昭和55年から開催しており、33回目となった。平成4年より日本将棋連盟の森信雄七段の指導を受けている。

平成25年度は、前年度と同様に労働者同士のトーナメント対局のほか、森七段による公開詰め将棋、お弟子さんと労働者の多面打ちや、事前にセンターだよりに掲載した次の一手

の問題の答えを森七段に指導していただいた。

年1回 10月実施

(2) たそがれコンサートの開催

地域労働者が文化に親しむ機会を提供するため、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、平成25年度は8月29日(木)に萩之茶屋南公園(三角公園)において「たそがれコンサート」を開催した。

約1,000人の労働者が、懐かしのメロディーなどの演奏に憩いの一時を過ごした。

「たそがれコンサート」は、昭和56年から実施し、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の演奏は、平成2年から行われている。

年1回 8月実施

V 日雇労働者就職援護施設の管理・運営

1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び就労援護施設の付属機能の提供

日雇労働者の就労あっせん並びに福祉の向上を目的に建設された、あいりん労働福祉センターの管理を大阪府から受託して、施設の管理及び運営に努めている。

労働施設は、就労あっせん施設や日雇雇用保険・健康保険認定事務のための労働者の待合施設の機能を有しており、これら施設機能の適正な維持に努めている。

労働者の福利施設の管理運営として、売店・シャワー室の経営委託の他、小間割店舗への施設貸付業務を行い、労働者に低廉で行き届いたサービスが提供されるよう委託業者等を指導し、施設利用労働者の福利厚生を図った。
〔第17表、第18表〕

(1) 施設管理業務

あいりん労働福祉センターのシャッターの開閉業務、娯楽施設の適正な利用、受電設備等の維持管理、防火管理、衛生管理、施設内の秩序維持、場内指導等の日常業務を適正に行い、日雇労働者福祉施設の機能維持を図った。

施設（寄場）内利用者数 年間延 344,833人

施設機能を維持するため、シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、焚火の始末、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への対応措置を行っている。

シャッター閉鎖時の妨害等 年間 40件

消火活動・焚火の始末 年間 17件

施設を維持し、施設利用者の安全を確保するため、西面・東面の外壁コンクリート剥落防止のためのネット取付工事及び1階3階寄場の天井・梁等劣化部の補修工事等を実施した。

(2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの環境美化を図るため、日常清掃、消毒、放置自転車の整理、落書きの始末等を行った。

放置自転車の整理 年間 1日平均 69台

自転車の処理（撤去） 年間 65台

落書きの始末 年間 26件

(3) 福利施設業者への指導

売店・シャワー室の委託業者に対して指導を行い、施設利用労働者の福利厚生の上昇を図った。

売店・シャワー室等の委託業者 3業者 3店舗

(4) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷・疾病労働者の救護や泥酔者の緊急保護を行った。

年間 61人

2 あいりん労働福祉センター特別清掃事業

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、特別清掃事業を実施した。

就労予定者数 7,220人

就労者数 7,189人

3 たばこ販売事業

日雇労働者等の施設利用者に対し、嗜好品の供給として、あいりん労働福祉センター内にたばこ自動販売機を設置し、小売販売を行っている。

4 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導を行っている。

また、携帯電話をもたない利用者のため、公衆電話を設置し、運営を行っている。